

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

仙台市宮城野区大槻一三番三〇号

株式会社加納工業所

代表取締役 福田 幸穂

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

東京都台東区浅草橋一丁目九番一六号

株式会社アテネコーポレーション

代表取締役 石井 隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月二十六日

神奈川県平塚市中堂一八番八E棟三階

株式会社湘南ベルマーレ

代表取締役 大和 亮介

株式併合につき株券提出公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラ

シオタワリー一階

リージェンシー・グループ株式会社

代表取締役 沼能 功

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である日本曹達株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日

群馬県高崎市小八木町三一三番地

新富士化成薬株式会社

代表取締役 横田 因

合併及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月十日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十七日

掲載頁 八十七頁(号外第三十三号)

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当該株券を乙にご提出ください。

令和八年二月二十六日

埼玉県川口市領家五丁目一三番三五号

(甲) 株式会社城南製鋼所

代表取締役 澤 貴至

(乙) 株式会社アスパラントグループ S

PC12号

代表取締役 中村 彰利

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社(受託者)は、左記のとおり、令和八年三月三十一日付で左記一の信託を新規分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区丸の内一丁目三番二

S M F L みらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三

みずほ信託銀行株式会社

(二) 信託の年月日及び契約名称

令和六年二月二十九日付不動産管理処分信

託契約書(その後の変更を含む)

二、従前の信託において作成された財産状況開示

資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則(平

成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二

号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡

先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び

新たな信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断して

おります。その詳細については左記連絡先にご

照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三

みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部

電話番号 〇三―四三三三―五七三七二

令和八年二月二十六日

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番

三番 三番 三番 三番 三番 三番 三番

代表取締役社長 笹田 賢一

新規定信託分割の公告

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託者)は、左

記のとおり、令和八年四月二十四日付で左記の信

託を新規信託分割しますので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

(一) 信託の当事者

委託者兼受益者

東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一

号

大和ハウス工業株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

(二) 信託の年月日

平成三十年十二月六日

(三) 契約締結日及び契約名称

平成三十年十二月六日付不動産管理処分

信託契約書(その後の変更、承継等を含む)

二、従前の信託において作成された財産状況開示

資料等

右記の信託についての、信託法施行規則(平

成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二

号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡

先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後の信託及び新たな

信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断して

おります。その詳細については左記連絡先にご

照会ください。

四、連絡先

東京都港区港南二丁目九番八号

三菱UFJ信託銀行株式会社

不動産管理部 カストディ営業グループ

電話番号 〇三―五四六二―三七〇八

令和八年二月二十六日

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人 岡本 泰典

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十五億七千万円減

少し、二千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、社員

総会の決議は、令和八年二月十日に終了してあり

ます。この決定に対し異議のある債権者は、本公

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

要旨は令和七年六月十八日付官報の号外第一三五

号九十四頁に掲載されています。

令和八年二月二十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

伊勢原施設開発特定目的会社

取締役 田淵 安春

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億円減少するこ

とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/0000935/6xy8/>

令和八年二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目三番一〇―二〇

一号

Ever Glory Property

Y 特定目的会社 取締役 栗国 正樹